

○徳島大学大学院口腔科学研究科規則

平成16年3月19日

規則第1848号制定

第1章 総則

(通則)

第1条 徳島大学大学院口腔科学研究科（以下「本研究科」という。）に関する事項は、徳島大学大学院学則（以下「学則」という。）及び徳島大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 学則、学位規則及びこの規則に特別の定めのある場合を除いて、本研究科に関する事項は、本研究科教授会が定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科における各専攻の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

- (1) 口腔保健学専攻は、口腔保健学を中心とした長寿福祉口腔保健学に関する豊かな専門的知識・技能及び科学的探求心を身につけた、次世代の歯科衛生士教育を担う教育・研究者又は健康長寿社会の実現に貢献する高度専門職業人の養成を目的とする。
- (2) 口腔科学専攻は、口腔科学を中心とした生命科学に関する学術の理論及び応用の教育研究を通して、幅広い科学的基盤を持ち、かつ、専門性に秀でた、教育・研究・臨床並びに歯科行政などの分野で指導的役割を担う人材の養成を目的とする。

第2章 教育課程

(教育方法)

第2条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。

(教育方法の特例)

第3条 本研究科において、本研究科教授会が教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

2 本研究科に、外国人留学生のための英語による特別コース（以下「特別コース」という。）を置く。

(授業科目及び単位数)

第4条 授業科目は、必修科目及び選択科目に分ける。

2 授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

3 前条第2項に規定する特別コースの授業科目及び単位数は、別に定める。

(授業科目の履修方法)

第5条 学生は、別表の授業科目について、次表に定める単位を修得しなければならない。

- (1) 博士前期課程

| 専攻名 | 単位数 | | |
|---------|-------|---------|---------|
| | 必修科目 | 選択科目 | 計 |
| 口腔保健学専攻 | 10 単位 | 20 単位以上 | 30 単位以上 |

(2) 博士後期課程

| 専攻名 | 単位数 | | |
|---------|------|---------|---------|
| | 必修科目 | 選択科目 | 計 |
| 口腔保健学専攻 | 2 単位 | 10 単位以上 | 12 単位以上 |

(3) 博士課程

| 専攻名 | 単位数 | | |
|--------|-------|---------|---------|
| | 必修科目 | 選択科目 | 計 |
| 口腔科学専攻 | 10 単位 | 20 単位以上 | 30 単位以上 |

2 履修する授業科目の選択に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。

3 履修方法については、別に定める。

4 本研究科において教育上有益と認めたときは、本学大学院の他の研究科又は本学学部との協議に基づき、当該他の研究科の授業科目を履修させ、又は本学学部の授業科目を聴講させることができる。

5 前項の授業科目を履修し、又は聴講しようとするときは、学生は、本研究科長の許可を得なければならない。

6 第4項の規定により履修した授業科目の単位は、第1項各号に規定する選択科目の単位に含めることができる。

7 第3条第2項に規定する特別コースの履修方法は、別に定める。

(研究指導)

第6条 研究指導は、指導教員が行うものとする。

2 前項の研究指導は、研究課題の研究の指導及び学位論文の作成の指導とする。

(試験の告示)

第7条 試験の授業科目、日時その他必要な事項は、あらかじめ告示する。

(成績評価等)

第8条 成績は、100点をもって満点とし、S(90点以上)、A(89点～80点)、B(79点～70点)、C(69点～60点)及びD(59点以下)の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の評語の評価基準は、次の表のとおりとする。

| 評語 | 評価基準 |
|----|--------------------------------|
| S | 科目の到達目標を十分に達成し、極めて優秀な成果を収めている。 |

| | |
|---|------------------------------|
| A | 科目の到達目標を十分に達成している。 |
| B | 科目の到達目標を達成している。 |
| C | 科目の到達目標を最低限達成している。 |
| D | 科目の到達目標の項目の全て又はほとんどを達成していない。 |

3 前2項の規定にかかわらず、入学前の既修得単位等により判定する授業科目の成績は、認の評語をもってあらわすことができるものとし、合格とする。

(追試験及び再試験)

第9条 病気その他やむを得ない事情のため、正規の試験を受けることができなかつた者は、追試験を受けることができる。

2 前項の追試験を受けることができなかつた者又は試験を受けて不合格となつた者は、原則として次の学期末に再試験を受けることができる。

(転学者の取扱い)

第10条 他の大学院又は外国の大学院（これに相当する教育研究機関を含む。以下同じ。）若しくは国際連合大学（以下「外国の大学院等」という。）から本研究科に転学をした者の在学年数及び既修得単位の換算については、その都度本研究科教授会が定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第11条 学則第9条、第27条及び第27条の2の規定に基づき、他の大学院若しくは国際連合大学の授業科目の履修を志願し、若しくは他の大学院等において必要な研究指導を受けることを志願し、又は外国の大学院に留学を志願する者は、願書を本研究科長を経て学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(単位の認定)

第12条 前条の規定により許可を受けた者（以下「派遣学生」という。）が他の大学院若しくは外国の大学院等で修得した単位又は学則第9条の2第1項の規定に基づき学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本研究科教授会が行う。

(履修等報告書)

第13条 派遣学生は、他の大学院等又は外国の大学院等での履修の期間又は研究指導を受けた期間が満了したときは、所定の履修等報告書を速やか（外国の大学院に留学した者については、帰国の日から1月以内）に本研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 学則第9条の3の規定による入学前の既修得単位の認定は、当該大学院が発行する成績証明書等により本研究科教授会が行う。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日規則第50号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月8日規則第53号改正）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年1月18日規則第44号改正）

この規則は、平成20年1月18日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第122号改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月30日規則第16号改正）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第90号改正）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第58号改正）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成21年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月10日規則第70号改正）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成22年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月19日規則第81号改正）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月19日規則第67号改正）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した者については、改正後の別表(2)（「アカデミックプレゼンテーション」を除く。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月25日規則第70号改正）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した者については、この規則による改正後の第5条及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成28年3月15日規則第59号改正）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則（平成30年1月15日規則第42号改正）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成31年2月19日規則第35号改正）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月3日規則第41号改正）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 平成30年度以前に入学した者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和元年度以前に入学した者については、改正後の第5条第1項及び別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月15日規則第72号改正）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月16日規則第59号改正）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年3月27日規則第71号改正）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 令和5年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月14日規則第63号改正）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和8年2月17日規則第44号改正）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 令和7年度以前に入学した者については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

による。

別表

(1) 博士前期課程の授業科目及び単位数

口腔保健学専攻

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | | |
|-----------------|-------------|------------------|------------------|----|---|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 基礎科目 | 共通カリキュラム科目 | 生命倫理概論 | | 2 | |
| | | 臨床心理学 | | 2 | |
| | | 社会医学・疫学・医学統計概論 | | 2 | |
| | | 英語論文作成法 | | 2 | |
| | | 生命科学の研究手法 | | 2 | |
| | | 医療系分野における知的財産学概論 | | 2 | |
| | | 宇宙と栄養・医学概論 | | 2 | |
| | | 生命科学コミュニケーション特論 | | 2 | |
| 専門科目 | 口腔保健学基盤科目 | 口腔保健増進学概論 | 2 | | |
| | | 口腔保健学特論科目 | 口腔保健学特論 | 2 | |
| | 口腔保健学課題専攻科目 | 臨床系 | 国際口腔保健学 | | 2 |
| | | | 医療福祉学 | | 2 |
| | | | 長寿口腔保健学 | | 2 |
| | | | 医療倫理と研究倫理 | 2 | |
| | 教育・研究系 | 臨床系 | 口腔機能賦活学 | | 2 |
| | | | 口腔機能賦活学演習 | | 2 |
| | | | 高齢者・障害者口腔機能管理学 | | 2 |
| | | | 高齢者・障害者口腔機能管理学演習 | | 2 |
| | | | 口腔保健学臨床系課題実習 | | 6 |
| | | | 口腔保健医療管理学 | | 2 |
| | | | 口腔保健医療管理学演習 | | 2 |
| | | | 口腔予防科学 | | 2 |
| | 口腔予防科学演習 | | 2 | | |
| 口腔保健学教育・研究系課題実習 | | 6 | | | |
| 口腔保健学課題研究演習 | | | 4 | | |

備考 講義、演習は15時間、実習、実験実習は30時間をもって1単位とする。

(2) 博士後期課程の授業科目及び単位数

口腔保健学専攻

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | | |
|-------------|------------------------|------------------|---------------|----|---|
| | | | 必修 | 選択 | |
| 基礎 科目 | 全専攻系共通 カリキュラム 科目 | 生命倫理概論 | | 2 | |
| | | 臨床心理学 | | 2 | |
| | | 社会医学・疫学・医学統計概論 | | 2 | |
| | | 英語論文作成法 | | 2 | |
| | | 生命科学の研究手法 | | 2 | |
| | | 医療系分野における知的財産学概論 | | 2 | |
| | | 生命科学コミュニケーション特論 | | 2 | |
| 専門 科目 | 専門基礎科目 | 口腔保健栄養福祉学特論 | 2 | | |
| | 課題専攻科目 | 医療倫理と研究倫理 | | 2 | |
| | | 専門展開科目 | 口腔保健医療管理学特別演習 | | 2 |
| | | | 口腔保健衛生学特別演習 | | 2 |
| | | | 口腔保健支援学特別演習 | | 2 |
| | | | 口腔機能管理学特別演習 | | 2 |
| | | | 口腔保健福祉学特別演習 | | 2 |
| | | | 地域医療福祉学特別演習 | | 2 |
| | 課題研究科目 | 口腔保健医療管理学特別研究 | | 4 | |
| | | 口腔保健衛生学特別研究 | | 4 | |
| | | 口腔保健支援学特別研究 | | 4 | |
| | | 口腔機能管理学特別研究 | | 4 | |
| | | 口腔保健福祉学特別研究 | | 4 | |
| 地域医療福祉学特別研究 | | | 4 | | |

備考 講義、演習は15時間をもって1単位とする。

(3) 博士課程の授業科目及び単位数

口腔科学専攻

| 区分 | | 授業科目 | 単位数 | |
|--------------------|--|----------------|-----|----|
| | | | 必修 | 選択 |
| 全専攻系共通カリキ ュラム科目 | | 生命倫理概論 | | 2 |
| | | 臨床心理学 | | 2 |
| | | 社会医学・疫学・医学統計概論 | | 2 |

| | | | | |
|------------------|----------------|--------------------|---|---|
| | | 英語論文作成法 | | 2 |
| | | 生命科学の研究手法 | | 2 |
| | | 医療系分野における知的財産学概論 | | 2 |
| | | 生命科学コミュニケーション特論 | | 2 |
| 各専攻系間の共通カリキュラム科目 | | ヒューマンサイエンス（形態と機能学） | | 2 |
| | | 微生物・免疫学実習 | | 2 |
| | | 臨床医科学概論 | | 2 |
| | | プロテオミクス概論 | | 2 |
| 専門科目 | 口腔科学課題 | 先端口腔科学特論 | 4 | |
| | 研究科目 | 口腔科学課題研究演習 | 4 | |
| | 口腔科学課題 専攻科目 | アカデミックプレゼンテーション | | 2 |
| | | 医療倫理と研究倫理 | 2 | |
| | | 口腔生理学 | | 2 |
| | | 口腔生理学演習 | | 2 |
| | | 口腔微生物学 | | 2 |
| | | 口腔微生物学演習 | | 2 |
| | | 歯周歯内治療学 | | 2 |
| | | 歯周歯内治療学演習 | | 2 |
| | | 口腔顎顔面補綴学 | | 2 |
| | | 口腔顎顔面補綴学演習 | | 2 |
| | | 総合口腔学 | | 2 |
| | | 総合口腔学演習 | | 2 |
| | | 口腔組織学 | | 2 |
| | | 口腔組織学演習 | | 2 |
| | | 口腔病理学 | | 2 |
| | | 口腔病理学演習 | | 2 |
| | | 口腔生命科学 | | 2 |
| | | 口腔生命科学演習 | | 2 |
| | | 口腔外科学 | | 2 |
| | | 口腔外科学演習 | | 2 |
| | 歯学教育フロンティア学 | | 2 | |
| | 歯学教育フロンティア学演習 | | 2 | |
| | 予防歯学 | | 2 | |

| | |
|-----------------|----|
| 予防歯学演習 | 2 |
| 口腔顎顔面矯正学 | 2 |
| 口腔顎顔面矯正学演習 | 2 |
| 小児歯科学 | 2 |
| 小児歯科学演習 | 2 |
| 口腔顎顔面形態学 | 2 |
| 口腔顎顔面形態学演習 | 2 |
| 生体材料工学 | 2 |
| 生体材料工学演習 | 2 |
| 歯科保存学 | 2 |
| 歯科保存学演習 | 2 |
| 顎機能咬合再建学 | 2 |
| 顎機能咬合再建学演習 | 2 |
| 口腔内科学 | 2 |
| 口腔内科学演習 | 2 |
| 歯科放射線学 | 2 |
| 歯科放射線学演習 | 2 |
| 歯科麻酔科学 | 2 |
| 歯科麻酔科学演習 | 2 |
| 長寿歯科医療学 | 2 |
| 長寿歯科医療学演習 | 2 |
| クラスターコアセミナー | 2 |
| 実践口腔科学コアセミナー | 4※ |
| 実践口腔科学実習 | 4※ |
| 高齢者歯科学実験実習 | 4 |
| 難治口腔疾患制御学実験実習 | 4 |
| 顎口腔発育・社会歯科学実験実習 | 4 |
| 口腔機能再建学実験実習 | 4 |

備考 講義、演習は15時間、実習、実験実習は30時間をもって1単位とする。